

男女共同参画会議(第46回)議事録

日時：平成27年12月1日(火) 11:30～11:55

場所：総理大臣官邸4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣(代理 土屋 正忠 総務副大臣)
同	岩城 光英	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣(代理 岡田 直樹 財務副大臣)
同	馳 浩	文部科学大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	森山 裕	農林水産大臣
同	林 幹雄	経済産業大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣(代理 山本 順三 国土交通副大臣)
同	丸川 珠代	環境大臣
同	河野 太郎	国家公安委員会委員長
同	加藤 勝信	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会顧問
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林 文子	横浜市長
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	高鳥 修一	内閣府副大臣
同	長島 忠美	復興副大臣
同	高木 宏壽	内閣府大臣政務官
同	黄川田 仁志	外務大臣政務官
同	世耕 弘成	内閣官房副長官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 男女共同参画基本計画の変更について
 - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）
- (2) その他
 - ・女性活躍推進法の施行について

3 閉会

【配布資料】

- 資料 1－1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（概要）
- 資料 1－2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（答申）（案）
- 資料 2 女性活躍推進法の施行スケジュール
- 資料 3 政治分野の現状と改善の必要性について（辻村議員提出資料）
- 参考資料 男女共同参画社会基本法（抄）

【議事録】

○男女共同参画担当大臣 ただいまから、第46回「男女共同参画会議」を開催いたしたいと思ひます。

昨年10月、安倍総理から諮問を受け、「第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」について、計画策定専門調査会を中心に御審議をいただき、答申案をとりまとめていただきました。御尽力いただきました鹿嶋会長を初め、有識者議員の皆様方には改めて感謝を申し上げたいと思ひます。

第4次男女共同参画基本計画は、男女共同参画・女性活躍に関する今後5年間の基本的な方向を示す極めて重要な計画であります。

本日は、その基本的な考え方となる本答申案について御議論いただいた上で、男女共同参画会議として取りまとめ、総理に答申したいと考えております。

それでは、計画策定専門調査会長である鹿嶋議員から、本答申案についての御説明をお願いしたいと思ひます

よろしくお願ひいたします。

○鹿嶋議員 計画策定専門調査会長の鹿嶋です。

「第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方」の案について、御説明いたします。

資料1-1、途中から概要の②を少し使います。

この基本的な考え方は、今、加藤大臣から話がありましたように、昨年10月、総理からの諮問を受けて設置された計画策定専門調査会におきまして、パブリックコメントや地方公聴会を通じ、国民の意見も幅広く取り込みながら調査審議を行い、取りまとめたものでございます。

ポイントは主に3つあります。

1つ目は、資料1-1の概要の②を見ていただくと一目瞭然ですが、効果的な基本計画の推進を図るために、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」をはじめとする12の政策分野を目的別に大きく3つに体系化いたしました。

1つが、政策領域Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍」、2つが、その対極にある課題である、生涯を通じた女性の健康支援や女性に対する暴力の根絶など「安全・安心な暮らしの実現」、3つ目は「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」です。

このような体系化は過去の基本計画の中では初めての試みでして、これら3つの政策領域ごとに重点的に監視・評価すべき目標を定めるべきであるとしております。

2つ目は、女性活躍推進のためには、男性の働き方、暮らし方の見直しが必要不可欠ことから、「①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として政策の冒頭に位置づけました。

そのための施策を充実すべきだとしまして、いろいろと議論を重ねてきました。男性中心型労働慣行とは何かということですが、長時間労働や転勤を当然とする男性正社員を前提とした働き方で、その結果、既婚女性は家計補助的な非正規雇用の働き方を特徴とするとして分析いたしました。男性の家事・育児・介護等への参画も十分ではありません。女性の活躍を推進するためにも、長時間労働、固定的性別役割分担の解消が必要であるとしてきました。

3つ目ですが、女性の参画の拡大についてです。指導的地位に占める女性の割合30%の達成に向けまして、引き続きさらなる努力を行うとともに、将来、指導的地位へ成長していく女性の人材プールを厚くすること。そのための取組を推進することや、そのための目標を設定すべきだということをうたっております。

以上のような内容を踏まえまして、さまざまな具体的目標も盛り込んだ実効性のある基本計画を策定していただきたいと思っております。

女性活躍は、政府の重要課題として政策の上位に位置づけられ、主流化していると思っております。同時に、その他男女共同参画関連の課題の主流化も進めていただきまして、ぜひ男女共同参画社会の形成に向け、歩を進めていただきたいと思っております。よろしく御願いたします。

○男女共同参画担当大臣 鹿嶋議員、ありがとうございました。

それでは、意見交換をお願いしたいと思います。ぜひ御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。なお、時間の都合もございますので、御発言は1、2分程度ということをお願いをしたいと思います。

まずは、有識者議員から御発言があればお願いいたします。

岩田議員、お願いいたします。

○岩田議員 この基本的な考え方を御覧になるとわかるのですが、たくさんの課題の受け手になっているのが、この4月から全面施行になる女性活躍推進法です。

この法律は、企業の自主性とか独自性が発揮できるように、非常にソフトな法律です。効果がないのではないかという評価もあるのですが、情報開示が条件でついていまして、世の中が見守っている中で企業は取り組みますので、そういう意味では、競合他社との比較とか、自分の会社のレピュテーションを気にしながら、大企業はこれであらうと変わると思います。

残されている課題は、中小企業と非正規だと思うのです。

中小企業については、この法律の中で地域ごとに女性活躍推進協議会を設けることができるという規定がございます。ぜひ厚生労働大臣に地方を指導していただいて、自治体と国の地方機関と地域の産業団体などで構成する、地域の推進協議会を設置して、そこが地域の中小企業にいろいろと発信していくのが最もいい形かなと思います。

もう一つの非正規は、またこれで正社員の女性はますます活躍するかもしれないけれども、非正規が置いていかれるという誤解があるのです。この法律は非正規もしっかりカバーすべき法律だと思っていますので、各企業が行動計画をつくるときに、正社員の女性だけではなくて、非正規の女性のさらなる活躍、処遇の改善もちゃんとしっかり入れるように、そういう方向で御指導いただければと思います。

ありがとうございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

ほかにもございますか。

辻村議員、お願いいたします。

○辻村議員 辻村と申します。

これまでに何度か、この参画会議の席上で、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数に関する資料を提出させていただいておりました。ちょうどことしも11月に公表されましたので持ってまいりました。お手元の資料3でございます。横長のA3で印刷してもらったものです。

新聞各社も報道しておりましたけれども、今年度、2015年版では、日本は145カ国中101

位になりました。これは、4分野の総合で日本は100点満点中67点であったものですが、昨年度は104位でしたので、順位が3つ上がりました。

日本は、政治分野は実は昨年100点満点中5.8点だったので、ことし、10点になりました。これは女性大臣の数が第2次安倍政権下で少しふえたことがポイントになったわけですが、この次の、IPUが毎月のように更新しております世界の女性議員比率ランキングの資料を見ていただければわかりますように、女性議員比率は相変わらず非常に低い値になっております。一番新しい11月1日現在のデータで、日本は190カ国中154番目でございます。衆議院では女性比率が9.5%ということです。日本は、今後、ジェンダーギャップ指数を上げるためにも、やはり政治分野の男女共同参画について、かなり有効な形で取り組んでいかないといけない。そうでないとランキングも上がってこないという状況でございます。

これまでポジティブ・アクションなどいろいろと検討してきましたけれども、積極的な措置は行われておりません。今回の第4次基本計画の「考え方」についても、お手元の資料の13ページでございますが、「国の取組」のところ、「政党等に要請する」とか、「働きかける」としか書いていないのです。議論のときにも何度か発言させていただきましたけれども、政党に働きかけるのは当然ですが、政府与党が率先して取組を進め、法制度改革として実行していただければ、非常に有効なことになると思います。また、政治分野の男女共同参画のための取組には、他にも、両立支援、議会運営やさまざまな支援策もあり得ると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

もう一点、私は、今、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長をさせていただいておりますので、この点でも一言追加させていただきます。

お手元の「考え方」では、53ページの(2)の⑨に、「性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて法改正を含む必要な措置を講ずる」という記載がございます。

これは、今、法務大臣のほうから法制審議会に諮問していただいておりますので、速やかに法改正が実施されることを希望しております。この諮問内容は、もともと検討会で出ておりました10項目のうちの半分くらいに絞られてきておりますが、これ以外の論点につきましても非常に重要な内容を含んでおります。今後、専門調査会でも引き続き調査・検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

林議員、お願いいたします。

○林議員 ありがとうございます。

この基本計画策定につきましては、今、鹿嶋議員からも御説明がありましたけれども、

私は全体的には本当にきめ細かく大変しっかりできていると思いますし、政府に大変御支援いただいていますから、本当にいよいよ進んでくることだと思います。

私は、基礎自治体の首長として、あとは指定都市市長会の会長として申し上げたいのですが、先ほどもお話ししましたけれども、中小企業が一番難しい問題です。

大手企業については、女性活躍推進法などについても大分周知がされておりますけれども、中小企業に実際に現場でお話を伺いますと、そういうことをやっていくのは難しいということを聞きます。政令都市はかなり男女共同について力を入れてやっておりますし、市民の方には基礎自治体が一番近くにございますから、積極的に現場に伺って、実情の聞き取り、人事、労務制度設計といったソフトから、ICT環境整備まで、具体的なことを御支援する体制を整えてまいりたいと思います。また、そういったことについては、政府に御報告申し上げますので、ここは御支援いただきたいと考えております。

あとは、やはり一番難しいのは、産休、育休の代替社員を確保することです。対応を進めていくには、現場の個別の事情がございますので、そうしたこともやはり共有させていただこうかと思っております。

ありがとうございました。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

柿沼議員、それから、岡本議員、お願いします。

○柿沼議員 全国地域婦人団体連絡協議会会長の柿沼でございます。

このたびの基本計画策定に当たってのこの答申の中で、私たちはこの男女共同参画の女性活躍法が動き出したことについて、非常に期待をしております。

沖縄から北海道まで全国を占めておりますので、あちらこちらに回っておりまして、ぜひお願いしたいと言うのは、やはりこの男女共同参画の活躍法が企業だけの活躍法ではないということで、国中の女性たちに大きなかわりがあるのだということ、私たちも広めていっておりますが、女性が、今、ダブルケアということで介護と子育てと両方を引き受けざるを得ない局面も多く出ておりますので、そういった点への配慮、それから、この基本的な考え方でいきますと、35、36ページにあるのですが、特に地域の農山村に行きますと、女性が働き手としてはあるのですが、発言者としての立場をキープできていないところがあります。

御案内のように、法律的に見ると、長男の配偶者は養子縁組をしなければ相続権がありませんので、相続のときに家族崩壊が起こったりして、続けていけない農林の現場も見聞きしておりますので、農山村の振興のためにも、TPPの中で不安もあることですので、ぜひ女性の活躍の場を広げていただけるように、お願いをしたいと思っております。

そして、審議会とかにあらゆる場面の末端までも、女性を企画の段階から入れていただきますように、今の日本で安倍総理の一言は千金の一言ですので、ぜひそういったことを

お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

岡本議員、お願いいたします。

○岡本議員 ありがとうございます。連合の岡本です。

岩田議員もおっしゃっていましたが、女性活躍推進法は企業の取組が見えるということと、そのことによって意識改革が進んでいくのではないかということで、私どもは大きく期待をしているところですが、このスケジュールが今回出されまして、実はなかなかいろいろなのがまだ周知が進んでいないのではないかと感じております。

私の周りでも、両立支援法と混同して考えている方が大変多いのです。ぜひきちんとした周知をしていただきたいと思ひますし、連合でも行動計画についてのガイドラインを作成しているところですが、私たちもしっかりと周知をしていきたいと思ひますが、政府においてもしていただきたいと思ひます。

それから、認定マークがこれからできると思うのですが、その認定基準などについても、使い勝手のいいものをぜひつくっていただきたい。もともと10月ごろにできると伺っていたのですが、まだのようですので、ぜひ検討をお願いいたします。

もう一つ、男女共同参画センターについてですが、今回の計画では、地域の活動を支援する重要な拠点であると位置づけられました。ただ、実態は有期の方が多いですし、財政的には非常に厳しい。地域によっては、取組にばらつきがあるとも伺っております。

地方行政に対してということですので、財政面の支援等について、この計画ではなかなか書き込むことができませんでしたが、彼女たち、彼らは、男女共同参画を進めていこうという情熱で頑張っているし、私は本当に頭が下がる思いでいます。国においても、どういう支援の仕方が一番最適かということはなかなか難しいと思ひますけれども、ぜひ財政等も含めて支援をしていただければと思ひます。

以上です。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

続いて、閣僚の方から御発言があれば、お願いいたします。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎厚生労働大臣 ありがとうございます。

男女共同参画社会の実現は、当然重要であるという前提でこの会議も持たれているわけでありましてけれども、特に2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするという政府目標をしっかりと念頭に置いて、厚生労働省としても女性の活躍推進に取り組んで

いるところでございます。

特に、先ほど来、御指摘がございます、8月に成立いたしました女性活躍推進法は来年4月1日が施行でございます、先ほど岡本委員からも、周知の問題、不十分ではないかという御指摘がありましたけれども、民間事業主の部分の担当は厚生労働省ですので、しっかりとその準備に全力を挙げてまいりたいと思います。

指導的な地位に占める女性の割合を3割にするのはなかなか簡単なことではないと思いますが、各企業においては、採用者に占める女性の割合を増やし、女性が継続就業できる環境を整備して、指導的地位につくのにふさわしい人材を育成していただくことがとても大事だと思っています。

厚生労働省としても必要な支援を行ってまいりたいと思いますが、その際、先ほど岩田議員からもお話がございましたけれども、中小企業と非正規の問題は大変重要だと私どもも思っております。地方での協議会などを通じての徹底を含め、御提言をしっかりと受けとめてまいりたいと思います。

農業分野、教育分野等、あらゆる分野が女性活躍推進法の対象でございますので、各所管大臣におかれましては、各業界、各企業の実態に合った取組が進むように、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

ほかにございますか。

馳大臣、お願いいたします。

○文部科学大臣 きょうはお疲れさまです。

文部科学省では、男女共同参画を推進するため、多様な選択を可能にする教育学習の充実や、大学等における研究環境の整備や、女性の理工系人材の育成を推進しております。

平成28年度の概算要求には、女性の活躍推進のため、放課後子ども総合プランの推進など、女性の能力を最大限発揮できるような支援策を盛り込んでおります。

また、文部科学省みずからも、本年1月に策定した、文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画に基づき、男女ともに仕事と家庭の両立が図られる職場環境の実現に向けた取組を着実に実施しております。

加えて、女性職員の積極的な採用、登用拡大にも務めており、例えば、20代職員の約40%、来年度採用予定者の約53%が女性となっております。

今後とも、新たに策定される第4次男女共同参画基本計画や女性活躍推進法を踏まえ、女性が輝く日本の実現に向けて、女性の活躍推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

岩城法務大臣、お願いします。

○法務大臣 辻村議員からお話がありました性犯罪の罰則の在り方についてですが、法務省におきまして、昨年10月から、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等から成る「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催いたしまして、本年8月に報告書が取りまとめられました。

これを受けて、本年10月、法制審議会に性犯罪に対処するための刑法の一部改正について諮問をいたしました。

現在、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われておりますが、今後、答申が得られましたら、速やかに必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○男女共同参画担当大臣 ほかにおられますか。

土屋総務副大臣、お願いいたします。

○土屋総務副大臣 総務省は、各地方公共団体について、助言、協力をする立場であります。女性活躍推進法に基づき、全ての地方公共団体は本年度末までに行動計画を策定する必要があります。

地方公共団体においては、子育て、介護、まちづくりなど、住民生活に密着した行政を担っており、女性の柔軟な発想が求められております。既に多くの地方公共団体で女性の採用が進んでいますが、問題は、女性の比率は増えているけれども、指導的立場に立つ人が少ないということにあります。これはどの地方公共団体でも手挙げ制になっておりまして、つまり、管理職試験を受けるかどうかということにあります。この辺については、総務省として強制するわけにはまいりませんが、助言、協力することといたしたいと思っております。

これから第4次男女共同参画基本計画の策定に当たりましても、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、さらに一層努力をしていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

まだ御意見はあろうかと思いますが、時間の関係もございますので、意見交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは、資料1-2、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）につきまして、答申することにしたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、案のとおり、答申にすることとしたいと思います。

次に、女性活躍推進法の施行について御報告を申し上げます。

去る11月20日に、事業主行動計画策定指針を策定し、告示をいたしました。今後は、資料2にありますように、来年4月から、各事業主において行動計画に基づく取組が実施されるよう、塩崎厚生労働大臣としっかりと連携を取りつつ、事業主への周知、また、行動計画の策定サポートに万全を期してまいりたいと思いますので、厚労大臣ともよろしくお願い申し上げます。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○男女共同参画担当大臣 最後に、菅議長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○内閣官房長官 全ての女性が輝く社会の実現は、安倍内閣の最重要政策の一つであり、また、一億総活躍のためにも極めて重要な柱であると考えています。

まずは、本年夏に成立をしました女性活躍推進法に基づく行動計画を、大企業、国、地方公共団体が今年度中に円滑に策定できるよう準備を進めていく必要があります。

さらに、男女がともに、家庭、職場、地域で、みずからの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を実現しなければならないと考えています。

公聴会やパブリックコメントを通じて多くの国民の声が反映されたこの答申を踏まえ、年内をめどに新たな男女共同参画基本計画を策定してまいりたいと思っております。

達成すべき目標とその実現のための取組を盛り込んだ、真に実効性のある計画になるように、加藤大臣を中心に関係閣僚が一丸となって検討を進めていただき、今月末に開催する予定であります、この会合において、計画の案について御議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

ここでプレスの方の退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○男女共同参画担当大臣 大変お忙しい中、ありがとうございました。

以上をもちまして、「男女共同参画会議」の第46回の会合を終了したいと思います。

また引き続き議論を進めていかなければなりません。議員の皆様方の御協力をよろしく

お願いいたします。

ありがとうございました。